

「緊急事態宣言」の期間が延長されました

8月27日(金)から9月12日(日)までの間に発令されていましたが、北海道に対する「緊急事態宣言」が、9月30日(木)まで延長となりました。

町民の皆様におかれましては、感染拡大防止のため、引き続き下記の要請・協力内容にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

- 日常生活において、感染性が高いデルタ株に全国的にほぼ置き換わったと考えられることから、「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避、「マスク着用・手指消毒」、「換気」など、基本的な感染防止対策の徹底
- 日中を含め、不要不急の外出や移動は控える。特に20時以降及び週末の外出を控える。
- 大規模商業施設など、混雑した場所への外出を半減させる。
- 特定措置地域（札幌市・旭川市・小樽市・石狩管内の市町村）との不要不急の往来は控える。
- 不要不急の都道府県間の移動は控える。

公共施設における利用制限について

佐呂間町では、期間延長を受け、公共施設における利用制限を継続することとしましたので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

- 閉館時間：午後8時
- 利用者：町民限定
- 期間：8月27日(金)から9月30日(木)まで

※新型コロナウイルスの今後の感染状況により、変更する場合があります。